

玉名市ケアプランデータ連携システム活用促進支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、玉名市（以下「委託者」という）が本件業務委託を実施する上で最低限必要とされる業務の概要を示したものである。本契約時における仕様書については、プロポーザル方式による業者選考過程で提案された企画提案書やプレゼンテーションにおける発表内容を踏まえ選考された事業者（以下「受託者」という）と委託者間で協議の上、改めて定めるものとする。

1 委託業務名

玉名市ケアプランデータ連携システム活用促進支援事業業務

2 委託業務の目的

本業務は、玉名市内の介護サービス事業所等におけるケアプランデータ連携システム（（公社）国民健康保険中央会が運営するもの。以下「連携システム」という。）の導入を促進すること、また、玉名市内の介護サービス事業所等での生産性向上の取組推進を図ること、及び本事業における取組成果が周辺の介護事業所へ好事例として伝播されることで介護現場の業務環境改善を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月20日

4 委託業務の内容

受託者は、委託者と協議の上、連携システム導入支援のほか、タイムスタディ調査などの各種業務を実施する。具体的には次に記載する業務及びそれらに付随する業務を実施することとする。

（1）事業説明会の開催

参加を希望する玉名市内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等に対して、本事業の目的、他事例の導入効果、事業の計画などの説明会を3回程度開催すること。開催方法は対面、又はオンラインのどちらでも可とする。

（2）ICT研修会の開催

玉名市内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等の本事業への参加を促進するため、連携システムの活用に係る研修会を3回程度開催すること。開催方法は対面、又はオンラインのどちらでも可とする。

（3）主要介護ソフトベンダーと連携したオンラインセミナーの開催

玉名市内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等に導入されている主要な介護ソフトベンダーと連携し、本事業参画事業所向けに連携システムの活用等に関するオン

ラインセミナーを2回程度開催すること。

(4) 連携システム未導入事業所に対する導入の伴走支援（現地訪問及びオンライン）

本事業参画事業所が連携システムを導入する際、導入における相談支援や問い合わせ対応等を行うこと。

ア 対象事業所数

150 事業所程度。

イ 具体的な支援内容

以下の内容を含むものとする。

- ・ 各事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・ 介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・ 連携システムのインストール
- ・ 介護ソフト導入支援及び介護ソフト設定確認
- ・ 連携システムのセットアップ
- ・ 事務フローの分析及び見直し提案
- ・ 現在使用している介護ソフトに応じた連携システムの操作説明
- ・ 連携システムの使用方法の個別レクチャー
- ・ 導入後フォロー

ウ 支援方法

現地訪問、及びオンラインとする。各支援方法での支援回数については、別途委託者と協議の上、定めることとする。

(5) 連携システム導入サポートデスクの設置及び運用

本事業参画事業所からの連携システム利用に関する問い合わせに対応するためのサポートデスクを設置し、運用すること。

(6) 参画事業所向けサポートサイトの立ち上げ及び運用

本事業参画事業所が連携システム利用に関する不明点等について確認するためのサポートサイトを立ち上げ、運用すること。

(7) 導入効果を定量化する調査

本事業参画事業所での連携システム導入前後における業務内容や、所要時間等を比較検証するため、介護サービス事業所へのヒアリング調査やタイムスタディ調査等を実施すること。事業終了後、玉名市内及び玉名市周辺の連携システム未導入の介護事業所等への横展開において活用するため、導入効果を定量的に把握できる調査とすること。

(8) 好事例集の作成

本事業終了後、玉名市内及び玉名市周辺の連携システム未導入の事業所への横展開において活用するため、業務改善成果や好事例などが掲載された資料等を作成すること。

(9) その他独自提案

その他、予算の範囲内で事業の目的に資する独自の取り組みを提案することができる。

独自提案を行う場合、提案書には提案内容だけでなく、事業目的に資すると考えられる理由を記載すること。

5 業務にあたる者

管理責任者及び担当者を定めること。管理責任者及び担当者は居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所等での業務内容を熟知している者で、本市が示す本業務の目的や内容を理解し、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等へ適切な支援を行うことができる者とする。

6 報告書の作成及び成果品

(1) 本業務において納品する書類等

ア 電子情報：CD-R 1部

イ 報告書紙面：1部

ウ 好事例集：20部

(2) データ形式

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとする。

(3) 成果品の著作権

本事業において納入される成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者は、成果品（著作権の帰属にかかわらず。以下同じ。）につき、委託者に対し、著作権法第18条から第20条までの著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、委託者がこれを利用し、提示若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受託者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずに行うことができるものとする。

7 その他、上記業務実施に必要な事項

本業務実施に伴い必要な事項については、玉名市高齢介護課と協議の上、実施する。

8 注意事項

(1) 法令等の順守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して行う。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 連絡・指示・報告

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打ち合わせを行い、委託者の指示に従うこと。また、業務の進捗状況に応じて、委託者に報告を行わなければならない。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は、文書でその旨を通知し、委託者の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

- ① 受託者は、本業務で知りえた内容を、第三者に提供してはならない。
- ② 受託者は、本市が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 調査データの保護

- ① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- ② 再委託する場合には、個人情報や調査内容等の保護については、受託者が責任を持って管理すること。
- ③ 受託者は、業務委託契約終了後はデータを返却すること。

(7) その他

本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と委託者とで協議を行うこととする。